

公布された規則のあらまし

佐賀県介護保険法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

- 1 手数料の減免申請に係る添付書類について定めることとした。（第3条及び様式第1号関係）
- 2 佐賀県介護保険法施行条例が改正されたことに伴い、手数料の還付申請について定めることとした。（第4条及び様式第2号関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 衛生管理に係る遵守事項に関する規定を削ることとした。（第14条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、令和2年6月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

- 1 登録申請書の添付書類から、浄化槽管理士の住民票の抄本を削り、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）第10条第3項に規定する浄化槽管理士が同項の研修を受講したことを証明する書類を加えることとした。（第4条関係）
- 2 条例第13条の規定による帳簿の様式を削ることとした。（第13条及び様式第10号関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、令和2年4月1日から施行することとした。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 証紙による収入の方法で徴収する手数料の種目に、佐賀県統計データ利活用推進条例第15条に定める手数料及び佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条第1項に定める手数料を加えることともに、佐賀県立総合看護学院条例第5条に定める手数料を削ることとした。（別表関係）
- 2 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例ほか2条例の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、別表の佐賀県立総合看護学院条例第5条に定める手数料を削る改正規定は、佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例の施行の日から施行することとした。